

登記手続案内は予約制です！

～ ご 利 用 に あ た っ て ～

- 1 金沢地方法務局（支局を含む。）の管轄内の不動産・会社・法人に関する登記手続案内となりますので、管轄外の場合には、お断りすることがあります。
- 2 登記手続案内の利用は、その登記を申請する本人（申請人、会社・法人については、その代表者）に限ります。本人が利用することができないやむを得ない事情がある場合には、その家族（会社・法人については、その従業員）に限り利用することができます（本人との関係について、証明書類（会社・法人については、社員証等）を確認する場合があります。）。
- 3 **利用時間は、1回20分です。**開始時間に遅れた場合であっても、時間の延長はできません。
- 4 登記申請書の作成、必要な添付書類の収集は、ご自身ですする必要があります。
- 5 登記手続案内は、登記申請書の様式、記載事項及び添付書類に関する一般的な説明を行うものであり、登記の前提となる個別具体的な事実や法律行為について助言等をするものではありません。
また、登記申請後、審査により訂正や添付書類の追加提出をお願いする場合があります。
- 6 現在の登記内容がわかるもの（登記事項証明書等）やお手元にある関係書類（固定資産税の納税証明書、会社・法人については、定款、株主総会議事録等）をあらかじめご用意ください。
- 7 登記手続案内の御予約は1度に数回分をまとめて行うことはできません。次の手続案内は予約した手続案内の終了後に予約してください。

※登記に関する申請書の様式は、**金沢地方法務局のホームページ**に掲載してあります。

（「**不動産登記申請手続**」、「**商業・法人登記申請手続**」をクリックしてください。）

※**お時間に制約のある方や、ご自分での作成が難しい方は、司法書士・土地家屋調査士への依頼をご検討ください。**

【石川県司法書士会 無料電話相談 076-292-8133（平日10:00～16:00）】

【石川県土地家屋調査士会 076-291-1020】

登 記 所	内 容	実 施 日	実施方法	予約方法
本 局	不 動 産 登 記 商 業 登 記 (会社に関する登記) 法 人 登 記	月曜日から金曜日 (祝日・年末年始を除く。)	令和5年1月16日開始!! ウェブによる手続案内 (こちらをご覧ください。)	令和5年1月10日開始!! インターネット予約(注) https://www.legal-ab.moj.go.jp/houmu.home-t/  (法務局手続案内予約サービス)
			電話による手続案内	電話予約
			窓口における手続案内	076-292-7827
小松支局	不 動 産 登 記	火曜日・水曜日・木曜日 (祝日・年末年始を除く。)	電話による手続案内	電話予約
			窓口における手続案内	0761-22-6301
七尾支局	不 動 産 登 記	火曜日・木曜日・金曜日 (祝日・年末年始を除く。)	電話による手続案内	電話予約
			窓口における手続案内	0767-53-1720
輪島支局	不 動 産 登 記	金曜日 (祝日・年末年始を除く。)	電話による手続案内	電話予約
			窓口における手続案内	0768-22-0426

(注)「インターネット予約」が可能な「電話による手続案内」もあります。「法務局手続案内予約サービス」をご覧ください。